

財政援助団体等監査 結果報告書

(平成27年2月20日公表)

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成27年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)

TAJ
KAN
S



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成26年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

市民政策局（地域政策課）

2 監査対象団体

高松市コミュニティ協議会連合会

3 監査実施期間

平成26年10月28日から平成27年1月15日まで

4 所属別監査結果

No.	局及び団体	指摘	意見	合計
1	市民政策局 （地域政策課）		1	1
2	高松市コミュニティ協議会連合会	1		1
	合計	1	1	2

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

5 監査対象事務

No.	局及び団体	事務
1	市民政策局 （地域政策課）	平成25年度及び平成26年4月1日から同年10月27日までの高松市コミュニティ協議会連合会に財政的援助を与えたものに係る出納その他の事務
2	高松市コミュニティ協議会連合会	平成25年度及び平成26年4月1日から同年10月27日までに実施した事業等のうち、高松市からの財政的援助に係るものの出納その他の事務

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している市民政策局地域政策課及び同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、平成26年12月5日に、補助事業の執行状況を確認するため、高松市コミュニティ協議会連合会において実地監査を行った。

7 監査の結果

監査の結果、所管局及び監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【高松市コミュニティ協議会連合会の概要】

高松市コミュニティ協議会連合会（以下「連合会」という。）は、各地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）の連帯と協調の精神をはぐくみ、相互理解を通じて、地域コミュニティの発展及び高松市が目指す地域みずからのまちづくりに寄与することを目的として設置されている。

1 設立年月日

平成20年10月17日

2 事務所所在地

高松市番町一丁目5番1号 四番丁スクエア1階

3 組織（平成26年4月1日現在）

役員9人（会長1人、副会長5人、監事2人及び事務局長1人）

4 実施事業（規約で定めている事業）

- (1) 協議会相互の連携強化
- (2) 地域コミュニティ活動に係る情報収集・交換
- (3) 地域コミュニティ活動の調査・研究
- (4) 地域コミュニティに関する啓蒙・啓発、功労者の顕彰
- (5) その他連合会の目的達成に必要な事業

5 高松市からの補助事業の名称及び金額

補助事業名	平成25年度	平成26年度
高松市コミュニティ協議会連合会運営活動事業	12,036,000円	13,246,000円
広報等配送受託事業 傷害保険料補助	130,800円	146,640円
高松市民のねがい推進事業	137,100円	108,000円

※平成26年度については、補助金交付決定額を記載している。

6 収支の状況等

平成25年度収支決算書（平成26年3月31日現在）

収入の部

（単位 円）

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A)-(B)
会費	1,100,000	1,100,000	0
高松市補助金	12,303,000	12,303,900	△ 900
雑収入	891,000	812,010	78,990
繰越金	804,000	804,957	△ 957
合計	15,098,000	15,020,867	77,133

支出の部

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A)-(B)
人 件 費	8,369,000	8,393,617	△ 24,617
慶 弔 費	100,000	20,000	80,000
事 務 費	108,000	108,000	0
会 議 費	144,000	26,560	117,440
委 託 料	22,000	14,700	7,300
手 数 料	5,000	4,052	948
負 担 金	197,000	175,328	21,672
役 務 費	676,000	580,977	95,023
使用料及び賃借料	26,000	52,509	△ 26,509
費 用 弁 償	400,000	327,010	72,990
旅 費	55,000	47,110	7,890
事 業 活 動 費	4,824,000	4,429,977	394,023
備 品 購 入 費	72,000	71,480	520
予 備 費	100,000	19,100	80,900
合 計	15,098,000	14,270,420	827,580

【平成26年度 財政援助団体等監査結果一覧】

H27.2.20

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	契約事務に係る関係規程の運用について	P5	地域政策課
No.2	指摘	金銭の出納に当たる事務処理について	P6	高松市コミュニティ協議 会連合会

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度
対象局等

平成26年度
市民政策局／高松市コミュニティ協議会連合会

告示番号

高松市監査委員告示第5号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

地域政策課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

契約事務に係る関係規程の運用について

内容

高松市コミュニティ協議会連合会の契約事務については、同連合会の会計規程により定められているが、複数の見積徴取や契約書の作成、また、それらを省略する場合の意思決定に係る事務処理が不十分であるように見受けられたので、補助金執行の適正性を確保する観点から、所管課において必要と思われる事務手続について、適切な指導を行われたい。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度
対象局等

平成26年度
市民政策局／高松市コミュニティ協議会連合会

告示番号

高松市監査委員告示第5号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

高松市コミュニティ協議会連合会

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

金銭の出納に当たる事務処理について

内容

慶弔費の支出について、支出の証拠となる証ひょうが添付されていないものが見受けられたので、今後、領収書を徴することができない場合は、高松市コミュニティ協議会連合会会計規程第12条の規定による支払証明その他の確認書類を添付されたい。
なお、支払証明書については、客観性を保つため、支払った者から徴収することのないよう検討されたい。

根拠法令・
通知等

高松市コミュニティ協議会連合会会計規程第12条

内容

金銭の出納に当たっては、収入および支出伺書に基づいて行わなければならない。
2 前項の規定に基づく金銭の支払に当たっては、債主の住所、氏名及び押印のある領収書を徴しなければならない。ただし、領収書を徴することができない場合は、支払証明その他支払の確認ができる書類をもってこれに代えることができる。